

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(役務)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争及び公募)	予定価格	契約金額	落札率	備考
R 7 横浜国道道路占用物件情報管理業務(川崎市及び横浜市区)	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 横浜国道事務所長 宮本久仁彦 横浜市中区新港1-6-1よこはま新港合同庁舎4階	令和7年4月1日	(一財)道路管理センター 東京都千代田区平河町1-2-10	<p>会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号</p> <p>本業務は、「道路管理システム」を利用して、横浜国道事務所が管理する一般国道の内、政令市である川崎及び横浜市区における道路占用許可、道路工事調整及び道路占用物件管理等に関する情報処理業務を円滑に行うものである。</p> <p>道路管理システムは、通信、電力、瓦斯、水道、下水道及び地下鉄などの多種多様な公益物件が輻輳して埋設されている大都市において、道路地下空間の有効かつ適正な利用及び道路占用物件管理の合理化を図るため、道路管理者(国、東京都、23区、政令市)及び関係公益事業者(電気通信、電力、ガス、水道、下水道、地下鉄等)からなるシステム参加者が共同利用し、共同で費用負担して運営されているデータベースシステムである。このため、個別の道路管理者や公益事業者が単独で運営が可能なシステムではない。</p> <p>(一財)道路管理センターは、道路空間の有効かつ適正な利用及び道路占用物件の管理の高度化等に資する調査研究を行い、GIS技術を利用した高度のシステムである「道路管理システム」を開発、運用等を業務とする法人であって、上記のシステム参加者が共同で利用する「道路管理システム」を管理し、同システムのソフトウェア及びデータベースの著作権を唯一有している法人である。</p> <p>以上の理由により、本業務は、「公共調達の適正化について」(平成18年8月財務大臣通知)の「行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの」に該当することから、(一財)道路管理センターと随意契約を締結するものである。</p>	非公表	10,345,500	-	
R 7 横浜国道道路占用物件情報管理業務(拡大区域)	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 横浜国道事務所長 宮本久仁彦 横浜市中区新港1-6-1よこはま新港合同庁舎4階	令和7年4月1日	(一財)道路管理センター 東京都千代田区平河町1-2-10	<p>会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号</p> <p>本業務は、「道路管理システム」を利用して、横浜国道事務所が管理する一般国道の内、政令市域を除いた区域における道路占用許可、道路工事調整及び道路占用物件管理等に関する情報処理業務を円滑に行うものである。</p> <p>道路管理システムは、通信、電力、瓦斯、水道、下水道及び地下鉄などの多種多様な公益物件が輻輳して埋設されている大都市において、道路地下空間の有効かつ適正な利用及び道路占用物件管理の合理化を図るため、道路管理者(国、東京都、23区、政令市)及び関係公益事業者(電気通信、電力、ガス、水道、下水道、地下鉄等)からなるシステム参加者が共同利用し、共同で費用負担して運営されているデータベースシステムである。このため、個別の道路管理者や公益事業者が単独で運営が可能なシステムではない。</p> <p>(一財)道路管理センターは、道路空間の有効かつ適正な利用及び道路占用物件の管理の高度化等に資する調査研究を行い、GIS技術を利用した高度のシステムである「道路管理システム」を開発、運用等を業務とする法人であって、上記のシステム参加者が共同で利用する「道路管理システム」を管理し、同システムのソフトウェア及びデータベースの著作権を唯一有している法人である。</p> <p>以上の理由により、本業務は、「公共調達の適正化について」(平成18年8月財務大臣通知)の「行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの」に該当することから、(一財)道路管理センターと随意契約を締結するものである。</p>	非公表	5,254,700	-	

公共調達適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(役務)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争及び公募)	予定価格	契約金額	落札率	備考
R 7 単価契約横浜国道事務所不動産鑑定評価業務 (その1)	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 横浜国道事務所長 宮本久仁彦 横浜市中区新港1-6-1よこはま新港合同庁舎4階	令和7年4月9日	有限会社羽田不動産鑑定事務所 神奈川県横浜市中区常磐町3-25 サンビル9階	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号 本業務は、横浜国道事務所が用地取得等のために必要となる神奈川県横浜市旭区、横浜市栄区、横浜市戸塚区、横浜市保土ヶ谷区、川崎市幸区、藤沢市、横須賀市、鎌倉市、伊勢原市、足柄下郡箱根町内の標準地等の鑑定評価及び鑑定評価書(意見書等を含む)の作成並びにこれらに付随する諸業務を行うものである。 本業務を遂行するためには、高い信頼性を必要とすることから、経験、知識に関する提案を求め、企画競争により選定を行った。 上記業者は、企画提案書において総合的に優れた提案を行った業者であり、当該業務を実施するのに適切と認められたため、上記業者と契約を行うものである。	非公表	177,100	-	
R 7 単価契約横浜国道事務所不動産鑑定評価業務 (その2)	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 横浜国道事務所長 宮本久仁彦 横浜市中区新港1-6-1よこはま新港合同庁舎4階	令和7年4月9日	神奈川鑑定 神奈川県横浜戸塚区上矢部町284番地8 ユードリーム横浜戸塚411	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号 本業務は、横浜国道事務所が用地取得等のために必要となる神奈川県横浜市栄区、横浜市戸塚区、藤沢市、横須賀市、鎌倉市内の標準地等の鑑定評価及び鑑定評価書(意見書等を含む)の作成並びにこれらに付随する諸業務を行うものである。 本業務を遂行するためには、高い信頼性を必要とすることから、経験、知識に関する提案を求め、企画競争により選定を行った。 神奈川鑑定は、企画提案書において総合的に優れた提案を行った業者であり、当該業務を実施するのに適切と認められたため、上記業者と契約を行うものである。	非公表	177,100	-	
R 7 横浜国道広報動画作成等業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 横浜国道事務所長 西村 徹 横浜市中区新港1-6-1よこはま新港合同庁舎4階	令和7年8月28日	株式会社テレビ神奈川 東京支社 東京都千代田区内幸町1-3-3 内幸町ダイビル7階	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号 本業務は、横浜国道事務所管内において実施している事業や通行規制情報の周知用動画、事業の進捗及び災害状況等のアーカイブ動画を作成するものであり、地域住民や道路利用者に対してわかりやすく訴求するための動画作成を目的とする。 本業務を遂行するためには、高度な企画力を必要とすることから、技術力、経験、知識などを含めた企画提案を求め、企画競争方式により選定を行った。 株式会社テレビ神奈川東京支社は、企画提案書において、総合的に最も優れた提案を行った業者であり、当該業務を実施するのに適切と認められたため、上記業者と契約を締結するものである。	非公表	5,500,000	-	
R 7 横浜国道注意喚起情報等新聞広告掲載等業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 横浜国道事務所長 西村 徹 横浜市中区新港1-6-1よこはま新港合同庁舎4階	令和7年8月29日	株式会社毎日広告社 東京都千代田区一ツ橋1-1-1	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号 本業務は、横浜国道事務所管内の通行規制、注意喚起等の情報について、新聞広告掲載等を実施するものであり、地域住民や道路利用者の利便性に関わる情報を提供することを目的とする。 本業務を遂行するためには、高度な企画力を必要とすることから、技術力、経験、知識などを含めた企画提案を求め、企画競争方式により選定を行った。 株式会社毎日広告社は、企画提案書において、総合的に最も優れた提案を行った業者であり、当該業務を実施するのに適切と認められたため、上記業者と契約を締結するものである。	非公表	8,499,700	-	

公共調達適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(役務)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びに その所属する部局の名称及び所在地	契約を 締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文 及び理由(企画競争及び公募)	予定 価格	契約 金額	落札率	備考
R 7 神奈川地域道路事業等ラジオ放送等業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 横浜国道事務所長 西村 徹 横浜市中区新港1-6-1よこはま新港合同庁舎4階	令和7年8月29日	株式会社マルト 福岡県福岡市早良区小田部2-8-16	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号 本業務は、横浜国道事務所管内の通行規制、注意喚起等の情報についてラジオ放送等を実施するものであり、地域住民や道路利用者の利便性に関わる情報を提供することを目的とする。 本業務を遂行するためには、高度な企画力を必要とすることから、技術力、経験、知識などを含めた企画提案を求め、企画競争方式により選定を行った。株式会社毎日広告は、企画提案書において、総合的に最も優れた提案を行った業者であり、当該業務を実施するのに適切と認められたため、上記業者と契約を締結するものである。	非公表	8,998,000	-	